

パブリックな存在としての 遺跡・遺産

はじめに 2011年度から開催している『遺跡等マネジメント研究集会』は、2010年度の『遺跡整備・活用研究集会』（第5回）において主題とした「地域における遺跡の総合的マネジメント」に関する検討をさらに深めることを目的として、新たに企画した研究集会である。

その第1回の主題「自然的文化財のマネジメント」の検討で特に注目すべきであったのは、文化財の総合的把握の観点からのマネジメントの対象が人工であるか天然であるかを問わず、何を文化財として把握し、どのようにして保護に取り組むのかということであった。

そのような認識の下、具体的に見えてきた重要課題は、遺跡・遺産に関わるステークホルダーの視点や立場に着目したマネジメントの在り方に関する検討であった。

本稿では、近年におけるパブリック・アーケオロジーの研究成果などを踏まえて2012年12月21・22日に開催した第2回の研究集会における検討について報告する。

マネジメントの対象として 遺跡や遺産が、研究者や専門家、行政組織の占有物でないことは、いまさら言うまでもない。その存在は、パブリックなものである。むしろ、パブリックであるということが、遺跡・遺産のメルクマールを成しているとしても過言ではあるまい。今回は、それらがマネジメントの対象として、どのようにパブリックなものであるのかを検討することとした。

歴史的な遺跡ということについては、17世紀半ばに、父祖伝来の地でこれまで生活した人々を想起させる記念物の保護に取り組んだスウェーデン王カール11世の時代における試みが、国家的な運動の最も早い事例として知られる。19世紀後半以降、近代化の進むヨーロッパ諸国では、自らのアイデンティティの表徴たるさまざまな遺産が失われていくことに対して敏感に反応し、また、種々の国際的な遣り取りが急速に活発化する中で、国土に包含される意味や価値を深く認識しようとする運動が展開され、社会の中に遺跡や遺産を登場させていく大きな契機となったと言える。日本においては、明治維新とこれにともなう文明開化の文脈において普及した旧弊打破や百事一新の風潮によって生じた急速で大規模な変容への反動として顕れ、明治4年（1871）の古器旧物保存

方、明治30年（1897）の古社寺保存法、大正8年（1919）の史蹟名勝天然紀念物保存法などの取組から、昭和25年（1950）の文化財保護法へと展開していくこととなる。そして、今日、採択から40周年を迎えた世界遺産条約の取組などにも象徴されるように、遺跡や遺産の保護は、個別の国家や地域において取り組まれてきた固有の運動を超えて、「普遍的なもの」にまで昇華してきた。

一方、遺跡や遺産の保護が世界的に広く取り組まれるようになってから1世紀以上を経てきた中で、そのことを別の角度から見てみれば、それらの取組がより強力に進められれば進められるほど、遺跡や遺産は、何か、必要以上に特別なものとして取り扱われるようになって、むしろ、私たちが日々暮らす具体的な社会の一般から切り離されるように作用してきたということもあるのではないか。すなわち、今日において、公共の遺跡や遺産は、真にパブリックであるのか否か、と問い直したい。

研究集会の構成 今回の研究集会では、「パブリック」ということを起点とした遺跡・遺産の把握に関する検討と、そこから描かれるべきマネジメントについて議論するために、2日間にわたる日程において、講演等の後にそれぞれ討論を設け、2つのセッションから構成した。

1日目（21日）の最初に、平澤から、開催趣旨として、地域やステークホルダー、あるいは、社会構造や生活環境の変化に伴って文化財に注がれる視線が深化して来たことなど、これまでの研究集会での検討を踏まえつつ、遺跡等における「パブリック」ということに関する検討の重要性について提起した。続いて、長年にわたる南米での遺跡調査・保存に携わってきた経験を文化人類学の観点から論じた「遺跡管理における住民参加の意味を問う」（基調講演Ⅰ：関雄二／国立民族学博物館教授）並びにイタリアの歴史的建造物保存を中心として論じた「公共財としての遺産」（講演Ⅰ：ウーゴ・ミズコ UGO Mizuko／学習院女子大学准教授）、ミクロネシア連邦のナン・マドール遺跡における取組を論じた「遺跡・遺産は地域住民にどのように認知されるのか」（講演Ⅱ：石村智／奈良文化財研究所研究員）の計3つの講演を通じ、遺跡・遺産が社会の中でどのような対象として把握されるのかについて、多様な観点が示された。これらを踏まえ、討論Ⅰとして《遺跡・遺産におけるパブリック概念》（座長：松田陽／英国・イーストアングリア大学講師）について検討した。



図52 討論Ⅰ 遺跡・遺産におけるパブリック概念

2日目(22日)は、前日の議論を踏まえつつ、イタリア、ナポリ近郊のソンマ・ヴェスヴィアーナにおける具体的な事例を取り上げつつパブリック・アーケオロジーの展開について論じた「パブリック、遺跡、遺産、文化財、考古学の関係について」(基調講演Ⅱ:松田)をはじめとして、『『パブリック』で考える歴史的市街地空間と人間の係わり方 ―世界遺産マラッカとジョージタウンの比較から―」(事例研究1:張漢賢 CHONG Hon Shyan/鳥取環境大学准教授)、「産業遺産の公共性:その価値は何から生じるのか?」(事例研究2:岡田昌彰/近畿大学准教授)、「SEEDS of FURUSATO ～人々の心にある遺産～」(事例研究3:土井祥子/日本ナショナルトラスト主任研究員)の3つの報告を通じ、さまざまな視点・立場から遺跡・遺産を認識し、関わりを持つ種々のステークホルダーの存在とそれらの多様な動態が示された。そして、会場から寄せられた質問票を基に事前検討をおこない、討論Ⅱとして《パブリックな存在としての遺跡・遺産のマネジメント》(司会:平澤)を包括的な観点から検討した。

討論の論点 討論Ⅰの主題は、そもそも社会において遺跡・遺産あるいはその保護とは何かという根本的な問いかけであった。特に「公共財」として理解するとき、保存や活用の措置を検討する以前に、現代に生きる私たちが「遺産」と呼んでいるものが、直接関わるコミュニティによってどのように取り扱われてきたかを検討することの重要性が指摘された。そして、今日、新たに発見される「遺跡」を含め、経済的な利益は生じないが持続可能であるようなマネジメントはあるのか、あるとすれば、それはどのようなものかということが議論された。すなわち、遺跡・遺産を残さない場合に社会において何が失われるのか、また、残すことによってどのような恵みが私たちにもたらされるのか、などであり、遺跡・遺産の保護は、現代の私たちが将来に向かって生き抜くために不可欠な社会的記憶や文化的生活と深く関わっているこ



図53 討論Ⅱ パブリックな存在としての遺跡・遺産のマネジメント

とが示唆され、さらに、その効果をどのように測るのかということに議論は展開した。畢竟、常に私たちは、遺跡・遺産の保護に何を求めているのかということをもっと深く検討する必要があることが認識された。

討論Ⅱでは、会場から、遺跡・遺産が失われた場合に失われるのは過去ではなく現在(の価値)ではないか、あるいは、これまでの日本における遺跡保護においては官と民のみで公という考え方はなかったのではないかと、などの疑問が寄せられたほか、グローバル化した社会における「パブリック」の意味の変容、コミュニケーションの基盤としてのパブリック・アクセス、遺跡・遺産の保護活動における市民参加などについて議論した。さらには、遺跡・遺産の保存への理解が向上してきた反面、社会状況の急速な変化に伴って浮上してきたさまざまな危機の中で、特に地域にある種々の問題を解決していく観点からのマネジメントを考えていく必要性が強調された。

マネジメント構築のために 先に述べたように、様々な遺跡・遺産は私たちの現在と将来のための大切な資産であるという理解が社会において広く普及されるようになったのは、数万年にも及ぶ人類の歴史のうちの高々この2世紀余りのことである。すなわち、遺跡・遺産に関わる諸事は、極めて現代的なテーマである。近代以降、社会の中から峻別され、保護への道筋がさまざまなかたちで整えられてきた今日、遺跡・遺産を私たちの生活の基盤を成す真にパブリックな存在とするために、私たちはいかなる理想の下に行動するのかを考える必要がある。

変化する社会状況、多様化する遺産価値の動向に注視しながら、マネジメントの体系や方法をどのように紐解き、再編するのか。さまざまに困難な様相を呈する事象・事態に対して、保護に取り組むさまざまな人々が、自らに責任を持って向き合うことができるようにするための具体的な仕掛けや方法について、今後さらに深めていくことが、この研究会の役割と考える。 (平澤 毅)